

社会福祉法人かりがね福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かりがね福社会（以下、「法人」という。）の理事（理事長、副理事長、常務理事、理事）、監事及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事が法人の運営管理のために法人の業務に勤務した場合は、報酬を支給する。ただし、理事が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬額は、1時間あたり2,000円とし、1日あたり10,000円、1ヶ月あたり100,000円を報酬の限度とする。

3 監事が法人の運営に必要な専門業務を行うために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。

4 前項の報酬の額は1時間あたり2,000円とし、1日あたり10,000円とする。

5 評議員が法人の運営管理のために法人に勤務した場合は、報酬を支給する。ただし、評議員が職員である場合又は理事を兼務する場合は、これを支給しない。

6 前項の報酬額は、1時間あたり1,000円とし、1日あたり5,000円とする。

7 役員等の出退勤の確認は、出勤簿の記録によるものとする。

8 役員等が理事会、評議員会へ参加した場合、監事が法人の監査業務を遂行した場合は、当規程に定める報酬は支給せず、「社会福祉法人かりがね福社会役員等の費用弁償に関する規程」に定める日額費用弁償のみを支給する。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改正)

第4条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人かりがね福社会の理事会の議決及び評議員会の審議を経るものとする。

付 則

この規程は、平成26年 8月8日から施行する。